

2023 年度第 2 次募集小論文出題趣旨

小論文試験は、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する論述力、正義と権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理することができる基本的能力を受験者が有しているかを判定する目的で実施される。

本小論文試験は、民事判決のオープンデータ化に関する問題文を素材とするものである。設問1は、民事判決のオープンデータ化が裁判に対する国民の信頼確保につながるとする論旨について、設問2は、これに関連して判例解釈の自由についての論旨について、問題文を正確に読み取って適切にその要点をまとめ、簡潔に表現する能力を問うものである。設問3は、民事判決のオープンデータ化にあたって仮名化処理を最小限度にとどめるべきであるという問題文の主張について、設問1および設問2で要約した民事判決のオープンデータ化の積極的な意義とも関連付けた上で、自らの見解を論理的に展開する能力を問うものである。当事者や関係者がすべて実名のまま、民事判決が機械検索可能な形で提供された場合に生じ得る問題については容易に想起できるものであり、適切な事例を選択できることも加点要素となる。ただし、プライバシーや民事裁判に関する法律知識を問うものではなく、問題文に掲げられていない法律知識の有無は評価の対象ではない。例えば、現在、「民集」とは「最高裁判所民事判例集」の略称として用いられているが、これを問題文中にあるとおり「大審院民事判例集」の略称として取り扱っても減点対象とはならない。

なお、本小論文試験は、上記の各能力を評価の対象とするものであって、法律学にかかる特別な知識の有無や法律の条文を解釈する能力それ自体を評価の対象とするものではない。